

# 地上デジタル放送への対応はお済みですか

## 市町村民税非課税世帯への

## 地上デジタル放送受信のための支援について

総務省では、また地上デジタル放送（地デジ）に対応していない「世帯員全員が住民税非課税の世帯」に、地デジ放送を視聴するための簡易なチューナー1台を無償で給付しています。

アナログ放送は、平成23年7月24日で終了しますが、申込されてもすぐにはチューナーが給付されませんので、早めに手続きをしてください。

### 申込方法

以下の書類を総務省地デジチューナー支援実施センターに郵送してください。

- ① 申込書
- ② 世帯全員が記載された住民票の写し（住民票謄本）
- ③ 世帯全員分の住民税非課税証明書（平成3年4月2日以降生まれの方は不要）

※住民票の写し、非課税証明書ともコピー不可  
 ※住民票の写し、非課税証明書発行には手数料がかかります。

### 申込書の設置場所

岩美町役場 福祉課

（岩美すこやかセンター内）  
 ☎73-1333

岩美町役場 企画財政課

☎73-1412

### 住民票の写しの発行窓口

岩美町役場 住民生活課

☎73-1415

### 非課税証明書の発行窓口

岩美町役場 税務課

☎73-1413

### 申込期限

7月24日まで（当日消印有効）

### 対象となる世帯

（以下の1から3にすべて該当すること）

条件1…まだ地デジ放送に対応していないこと

条件2…世帯全員が住民税非課税であること

条件3…NHKの放送受信契約を結んでいる、または結ぼうとしていること

## 個人住宅用太陽光発電設備を導入しませんか

問い合わせ先

環境水道課 環境係  
 ☎73-1567

町では地球温暖化防止、自然と共生するまちづくりを推進するため、個人住宅に太陽光発電設備及びその他の新エネルギー設備又は省エネルギー設備を設置される方に対して助成を行っています。

75千円/kW  
 (4kW限度)

上限75千円  
 (二つ以上導入時  
 も同様)  
 ただし、総事業  
 費に2分の1を乗  
 じて得た額を上  
 限とする。

### 【太陽光発電導入事業】

#### (1)太陽光発電

次のいずれの要件も満たすもの。

ア 1件当たりの太陽電池の最大出力が10kW未満の太陽光発電設備で、太陽光発電普及拡大センターからの補助金交付を受けるもの。

イ 県内事業者（県内に本店又は支店等がある事業者をいう。）が設置工事の施工を行ったもの（ただし平成23年5月31日までに太陽光発電設備の販売事業者との設置契約を締結しているものについてはこの限りではない。）

### 【省エネ設備等導入事業】

#### (1)LED照明器具

居室、廊下、玄関等の天井や壁面に常時取り付けた状態で使用するもので、複数台を導入する事業。

#### (2)高効率給湯器

経済産業省の住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業補助金又は民生用燃料電池導入支援補助金の補助対象設備として指定されたもの、又は同等以上の性能・品質であるもの

#### (3)太陽熱温水器

貯湯量 100リットル以上のもの

#### (4)小型風力発電

定格出力が100W以上で、次のいずれの要件も満たすもの

①強風時における安全対策が施されているもの

②騒音等への対策が施されているもの

③プロペラ等の回転部に容易に人が接触することがないよう、人の手の届かない高さに設置し、又は周囲に柵を設ける等の措置がとられているもの

#### (5)ペレットストーブ

居室で使用するもの

#### (6)まきストーブ

居室で使用するもので、効率的な二次燃焼システムにより排煙を減少させる構造であるもの

#### (7)前各号に掲げるもののほか、新エネルギーを利用した設備等であって、町が認めるもの